

議会運営検討協議会

報 告 書

第10回

【報告事項】

- ◆ 代表質問のあり方、一般質問のあり方
- ◆ 代表質問での一問一答方式等のわかりやすい質問方法の導入
- ◆ 質問方式の見直しに伴う努力目標時間のあり方
- ◆ 代表質問等での対面による質疑の実施

平成26年3月12日

川崎市議会議会運営検討協議会

1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、協議会としての結論に至った。

代表質問における再質問は、これまでの一括方式に加え、一問一答方式による質問方式も選択できるようにすること。

また、その他の見直しは行わないことを確認した。

2 「議会運営の手引き」に関する改正内容の案

第7節 代表質問・質疑

(略)

4 3 代表質問・質疑は、各会派とも1名とし、その発言順序は多数会派順とする。なお、同数会派がある場合は、その会派間の話し合いにより、順序を決める。

4 4 質問・質疑及び答弁は、それぞれ一括して行うが、時間、回数等の制限はしていない。ただし、再質問は一問一答による質問方法も選択できる。(通告時に届け出る。) ※ 下線部を追加

4 5 再質問は、質問、答弁とも自席で行う。

4 6 再質問は、代表質問をした者とし、再質問の範囲は、代表質問の範囲内とする。

(略)

3 発言通告書に関する修正内容の案

代表質問発言通告書

平成 年 月 日

川崎市議会議長 様

会 派 名 _____

代表質問者
氏 名 _____

次のとおり代表質問を行いますので、会議規則第49条及び第59条の規定により
通告します。

〈再質問の方式〉 一括 ・ 一問一答

* いずれかに○印をお願いいたします。

追加

議案番号及び報告番号

議案番号及び報告番号

市政一般に関する事項

市政一般に関する事項

4 議論の概要

協議会では、代表質問における各会派の努力目標時間について、すでに議会運営委員会にて協議を行い、配分方法の見直しを行っていることを考慮して、まず、代表質問への一問一答方式の導入について協議を行い、必要に応じて努力目標時間のあり方、あわせて、対面式演壇について協議を行うことを確認した。

また、一般質問については、「会議時間のあり方」に関する協議において、既に議運に報告しているため、代表質問のあり方を中心に協議を行うこととした。

(1) 代表質問への一問一答方式の導入について

- 代表質問については、冒頭から最後まで一問一答方式で行うということではなく、例えば議案と市政一般に分割することや、再質問のときは一問一答方式にするなど、市民に聞きやすく、分かりやすい質問形式とするなどの検討を柔軟に行うべきである。
- 代表質問を一括で行わなくてはいけないということではなく、議案だけにするのか、市政一般だけにするのか、範囲をどこまでにするのかといった一問一答方式のガイドラインを決めておけば、一問一答方式と一括方式との選択制とすることも考えられる。
- しかしながら、代表質問は項目が多岐に渡り、冒頭から一問一答方式で行うことは、会派によっては3時間以上となる質問時間も考慮すると、現実的に実施は困難である。また、現行の方法は過去の経過を踏まえた上での効率的な質問形式であるとも考えられ、見直しの必要はないとも考える。
- 一方で、現状でも、代表質問の再質問以降は、論点が絞られてくると、最終的には一問一答のようになっているため、再質問以降を一問一答で行うことは、現状の質問方式から大きな変更とはならず、特段の支障もなく実施が可能と考えられる。
- このため、代表質問は、1回目の質問及び答弁は現行どおり一括方式で行うこととして、再質問からは一括方式と、一問一答方式との選択制で行えるように見直すべきである。

(2) 代表質問等での対面による質疑の実施

- 現在、再質問以降は質問、答弁とも自席から行っており、切れ目なく質問、答弁が行われている。仮に対面式演壇が設置された場合は、質問者は近くに待機することとしても、答弁者は答弁席への移動が伴い、時間のロスが生じてしまう。
- また、現在の議場で対面式演壇を設置しようとする、物理的なスペースの関係で、既存の演壇に対して斜めに設置することが見込まれるため、無理に設置する必要はない。また、現在の演壇は傍聴席に向かって

おり、質問者の顔が傍聴者から見えるメリットもあるので、現行のまま
でよいと考える。

- 以前は、自席からの質問の場合は傍聴者には後ろ姿しか見えなかったが、現在はディスプレイに質問者の映像が表示されており、傍聴者からも質問者の顔が見えるため、特に課題があるとは考えられない。
- また、対面式演壇を設置する場合は、設備改修に係る費用が必要となること、庁舎の建替えの方向性が示されていることなどもあり、現行の議場に多額の費用をかけて設置をする必要はない。
- 協議会では、代表質問の対面による質疑の実施については、対面式演壇の設置は必要がないとの意見、多額の改修費用をかけて行う必要はないとの意見があったため、見直しを行わないことを確認した。

(3) 一般質問のあり方

一般質問のあり方については、既に検討課題「会議時間のあり方」において、質問時間への各会派の持ち時間制の導入、一般質問の日数増加などについての協議を行い、協議会での協議は終了していたため、議論は行わなかった。

(4) 努力目標時間のあり方

協議会では、代表質問は再質問を一括方式と一問一答方式との選択制とする見直しを行うこととして、現行の努力目標時間の見直しは行わないことを確認した。

資 料 編

- ① 各指定都市における代表質問・代表質疑実施状況―― 6
- ② 各指定都市における一般質問・個人質疑実施状況―― 10

各指定都市における代表質問・代表質疑実施状況

	形態	発言形式	発言時間	回数制限	発言場所等	対面式演壇
札幌市	代表質問 ※議案に対する質疑と一般質問を併せて代表質問としている。	一括質問一括答弁	会派持ち時間制 ※非交渉会派年1回30分 ※無所属議員年1回15分	慣例的に再々質問まで認めている。	質問者：登壇（再質・再々質は自席） 答弁者：自席	×
仙台市	代表質疑	一括質問一括答弁	会派持ち時間制	3回まで	質問者：登壇（再質は自席） 答弁者：自席	×
さいたま市	①議案に対する質疑 ※会派に所属しない議員も実施 ②代表質問 ※2月、9月議会で実施	①一括質問一括答弁 ②一括質問一括答弁、分割質問分割答弁(注)のいずれかを選択できる。 (注)分割質問分割答弁方式：議員の任意で項目ごとに質問を行い、答弁を求める方式	①、② 会派持ち時間制	①3回まで ②制限なし	①、② 質問者：議員用演壇 ※平成22年9月から 答弁者：登壇（再答は自席）	○
千葉市	①代表質疑 ※第1回、3回定例会で実施 ②代表質問 ※第4回定例会で実施	①、② 一括質問一括答弁	①、② 会派の持ち時間制	①、② 3回まで	①、② 質問者：登壇（再質は自席） 答弁者：登壇（市長のみ） ※局長答弁、市長再答弁は自席	×
横浜市	①予算代表質疑及び関連質疑 ※予算市会で議案及び市政一般に対する質疑を実施 ②議案関連質疑 ※各定例会で必要に応じて実施	①、② 一括質問一括答弁	①会派持ち時間制 ※予算代表質疑は交渉会派のみ実施 ②会派持ち時間制 ※無所属議員も年間配分有	①、② 2回まで	質問者：登壇 答弁者：登壇	×
相模原市	①代表質問 ②個人質疑※交渉会派以外の会派の代表及び無所属議員により実施（議案のみ） ※①、②は各定例会で実施	①一括質問一括答弁 ②(ア)1問目を演壇から一括質問、2問目以降を質問席から一問一答、(イ)1問目から質問席で一問一答、(ウ)一括質問方式で、1問目を演壇、2問目以降を質問席、以上の3つの方式から、発言通告の際に選択	①会派持ち時間制 ②1人10分×会派人数 ※答弁時間除く。	①3回まで ②3回まで ただし、一問一答制を選択した場合は回数制限なし	①、② 質問者：登壇（2問目以降は対面式質問席） 答弁者：登壇（2問目以降の答弁は自席） ただし、教育長は1回目も自席	○

	形態	発言形式	発言時間	回数制限	発言場所等	対面式 演壇
新潟市	代表質問 ※2月議会に実施。議案に対する質疑はほとんど行われない。 (実質委員会での審議)	一括質問一括答弁	一回目の質問は30分以内 (再質問以降は制限なし)	3回まで	質問者：登壇（再質問以降は対面演壇から） 答弁者：登壇	○
静岡市	代表質問 ※2月議会（議案と市政一般に対する質問を実施）	一括質問一括答弁	答弁を含まず50分を限度	3回まで	質問者：登壇 答弁者：自席	×
浜松市	代表質問 ※各定例会で、交渉団体（4人以上の所属議員を有する会派）のみ実施 ※所属議員数が10人以上の交渉団体にあつては1年間に4人以上、9人以下の交渉団体にあつては1年間に3人以内 ※議案に対する質疑はほとんど行われない（実質委員会での質疑）	一括質問一括答弁	会派質問制 答弁を除き、1会派1人 35分以内	3回まで	質問者：登壇 答弁者：登壇	×
名古屋市	①代表質問 ※2月定例会と市長就任後初の定例会で実施。当初予算及び関連議案等に対する質疑と議案外質問を合わせた形で実施 ②代表質疑 ※各定例会で必要に応じて実施	一括質問一括答弁 (従来、会議における質問は、一括質問・一括答弁方式をとり、一問一答しないのを例としていたが、平成21年11月定例会において、初回は一括質問方式で行い、2回目以降は発言者の選択により一括質問方式又は一問一答方式で行うことができる旨申し合わせた。以後、定例会、臨時会の都度、議会運営委員会で協議し、この方式で質問を行っている。)	①会派別持ち時間制 ②会派別持ち時間制又は議運で協議し決定（1人何分以内）	①、② 3回まで (ただし、議運で必要と認められたときは、この限りでない。)	①、② 質問者：初回の質問は演壇で行い、2回目以降の質問は自席で行う。 答弁者：自席	×

	形態	発言形式	発言時間	回数制限	発言場所等	対面式演壇
京都市	①代表質疑 ※当初予算市会で予算及び予算関連議案に対して実施 ②代表質問 ※当初予算市会以外の各定例会。市政一般について会派代表制による一般質問	①、② 一括質問一括答弁、分割方式(注)の選択 (注)分割方式：質問をテーマごとに分割する方法	①、② 会派持ち時間制	①、② 2回まで (分割方式の場合は制限しない)	①、② 質問者：登壇 答弁者：登壇 (一括質問一括答弁、分割方式とも)	×
大阪市	①代表質問 ※2・3月議会で予算及び関連議案に対する一般的な質疑。 (なお、平成24年7月臨時会においても実施) ②代表質疑 ※平成24年9～12月定例会において実施(平成25年度は実施せず)	①、② 一問一答と一括質問一括答弁の選択制	①交渉会派1人45分以内 (平成24年7月の代表質問は交渉会派1人30分以内で実施) ②交渉会派1人30分以内で実施	①、② 3回まで (一問一答の場合は制限しない)	①、② 質問者：登壇(3回目は自席も可) 答弁者：登壇 ※一問一答の場合は全て登壇	×
堺市	大綱質疑 ※初日提出議案に対する質疑及び一般質問を合わせた形で実施	一括質問一括と一問一答方式の選択制	会派持ち時間制 (人数制限なし・答弁を含め38分×会派所属議員数)	制限なし	質問者：登壇(再質は自席) 答弁者：登壇(市長のみ) ※局長答弁、市長再答弁は自席	×
神戸市	質疑 ※会派に所属しない議員も実施	一括質問一括答弁 ただし再質より一問一答方式を選択可	会派持ち時間制	制限なし	質問者：登壇(再質以降は演壇前にある発言者席で行う) 答弁者：自席	○
岡山市	代表質問 ※2月、9月定例会に議案に対する質疑及び市政全般に対する質問	一括質問一括答弁	会派持ち時間制	3回まで	質問者：登壇(再質問以降は対面式演壇で行う。) 答弁者：市長のみ登壇、理事者等は自席で答弁 ※理事者から反問があれば、対面式演壇にて答弁を行う。	○
広島市	代表質問・代表質疑は行っていない。(実質は会派代表的な形で一般質問として実施している。※2月定例会では総括質問と称し議案と一般質問をあわせて実施。) 「各指定都市における一般質問・個人質疑実施状況」参照					

	形態	発言形式	発言時間	回数制限	発言場所等	対面式 演壇
北九州市	①代表質疑※予算議会 ②質疑※予算議会以外	①、② 一括質問一括答弁 一問一答の選択	①答弁を含め1会派90分以内 ②答弁を含め1人60分以内	一括質問一括答弁…3回まで 一問一答…制限なし	質問者：登壇（再質は自席） 答弁者：自席	×
福岡市	①代表質疑 ②補足個人質疑 ※①、②は3月定例会で市政全般について実施 ③議案質疑 ※各定例会で実施	①、②、③ 一括質問一括答弁	①交渉会派は答弁を含め2時間以内、非交渉会派は1時間以内。 ②交渉会派は答弁を含めて各110分、非交渉会派は各55分、無所属は各27分。 ③1人答弁を含めて1時間以内。	①再質議は認めない。 ②、③3回まで	① 質問者：登壇 答弁者：登壇（市長のみ） ※局長は自席 ②③ 質問者：登壇（再質は自席） 答弁者：自席	×
熊本市	代表質問及び一般質問を区別することなく実施している。 ①質問 ②質疑(注) ※①、②は各定例会で議案に対する質疑及び市の一般事務について質問 (注)②は委員長報告終了後に議案に対する質疑を認めている。	定めなし	①90分以内 ※答弁を除く。 ②1人10分以内	①制限なし ②3回以内	①質問者：登壇（初回と最後は登壇し、 <u>その他は質問席</u> ） 答弁者：登壇 ②質問者：登壇 答弁者：登壇	○
川崎市	代表質問	一括質問一括答弁	努力目標時間 ※会派及び所属議員数により配分	制限なし	質問者：登壇（再質は自席） 答弁者：登壇（再質は自席）	×

各指定都市における一般質問・個人質疑実施状況

	形態	発言形式	発言時間	回数制限	発言場所等	対面式演壇
札幌市	議案に対する質疑と一般質問を併せて代表質問としている。「各指定都市における代表質問・代表質疑実施状況」参照					
仙台市	一般質問 ※市政全般	①一括質問一括答弁又は ②一問一答方式の選択 ※一問一答方式による一般質問は、第2回、第4回定例会のみ、選択制で実施	会派持ち時間制	①3回まで ②制限なし	① 質問者：登壇（再質は自席） 答弁者：自席 ② 質問者：最初登壇し、通告している項目すべてを一括で質問した後、質問席に移動し一括答弁を聞いた後、一問一答による質問に入る。質問席は対面演壇を一問一答実施時のみ設置。 答弁者：自席	○
さいたま市	一般質問 ※6月、9月、12月定例会で実施	一括質問一括答弁、 分割質問分割答弁のいずれかを選択できる。	議員1人あたり5分。ただし、会派に所属する議員にあっては、同じ会派に所属する議員の数に5分を乗じて得た時間（30分を限度とする。）の範囲内でこれを当該会派に所属する他の議員の一般質問の質問時間に充てることができる。	制限なし	質問者：議員用演壇 ※平成22年9月から 答弁者：登壇（再答は自席）	○
千葉市	一般質問 ※各定例会ごとに実施	①一括質問一括答弁 ②1回目から一問一答、2回目から一問一答の選択制	会派持ち時間制 ※代表質疑・代表質問を含めた持ち時間で実施	①3回まで ②制限なし	①、②ともに 質問者：登壇（再質は自席） 答弁者：自席 ※1回目の最初の答弁者が市長の場合のみ登壇	×

	形態	発言形式	発言時間	回数制限	発言場所等	対面式 演壇
横浜市	一般質問 ※予算市会、これに準ずる市会 及び初市会を除く定例会で実施	一括質問一括答弁	会派持ち時間制	2回まで	質問者：登壇 答弁者：登壇	×
相模原市	一般質問 ※各定例会ごとに実施	① 1問目を演壇から一括質問、2問目以降を質問席から一問一答 ② 1問目から質問席で一問一答 ③ 一括質問方式で、1問目を演壇、2問目以降を質問席 以上の3つの方式から、発言通告の際に選択	一人20分の会派持ち時間制 ※交渉会派以外にも配分	3回まで ただし、一問一答制を選択した場合には、回数制限なし	質問者：1問目の一括質問部分は、登壇。2問目以降または、一問一答制部分は、質問席 答弁者：1問目の一括質問に対しては、登壇（ただし、教育長は、1回目から自席） 一括質問の2問目以降と、一問一答制部分は自席	○
新潟市	一般質問 ※各定例会ごとに実施	① 一括質問一括答弁、 ② 一問一答 ③ 分割質問方式の選択(注) (注)分割質問方式：議員の任意により質問を区切り、答弁を受ける。	① 1回目が30分以内、2回目以降制限はない。 ②、③は30分以内。 ※①～③とも答弁を含めて60分以内をめどとする。	①は再々質問まで。 ②、③は制限なし。	質問者：登壇（再質以降は対面演壇から） 答弁者：①、②は登壇（再質は答弁台及び待機席） ③各項目の最初の答弁のみ登壇（再質は答弁台及び待機席）	○
静岡市	総括質問 ※定例会ごとに議案と一般質問を合わせて実施	一括質問一括答弁又は一問一答方式の選択（平成25年9月定例会より実施。初回については一括質問方式で行い、2回目以降については一問一答方式で行う。）	会派持ち時間制	3回まで（一問一答の場合は制限しない。）	質問者：登壇 答弁者：自席	×
浜松市	一般質問	一括質問一括答弁	答弁を除き1人30分以内。	3回まで	質問者：登壇 答弁者：登壇	×

	形態	発言形式	発言時間	回数制限	発言場所等	対面式 演壇
名古屋市	①議案外質問 ②個人質疑 ※2月定例会、市長就任後初の定例会における質疑については、議案外質問を合わせた形式により個人質問として実施。	一括質問一括答弁 (従来、会議における質問は、一括質問・一括答弁方式をとり、一問一答しないのを例としていたが、平成21年11月定例会において、初回は一括質問方式で行い、2回目以降は発言者の選択により一括質問方式又は一問一答方式で行うことができる旨申し合わせた。以後、定例会、臨時会の都度、議会運営委員会で協議し、この方式で質問を行っている。)	①会派別持ち時間制 ②会派別持ち時間制又は議運で協議し決定(1人何分以内)	①制限なし ②3回まで (ただし、議会運営委員会が必要と認めたときは、この限りでない。)	質問者：初回の質問は演壇で行い、2回目以降の質問は自席で行う。 答弁者：自席	×
京都市	一般質問・個人質疑は実施していない。					
大阪市	一般質問 ※9月、12月定例会で実施 本年は2回(4日間)実施予定	一問一答と一括質問一括答弁の選択制	交渉会派から各1名。1人30分以内 (答弁時間含まず)	3回まで (一問一答の場合は制限しない)	質問者：登壇(3回目は自席も可) 答弁者：登壇 ※一問一答の場合は全て登壇	×
堺市	初日提出議案に対する質疑及び一般質問を合せた形で「大綱質疑」を実施「各指定都市における代表質問・代表質疑実施状況」参照					
神戸市	一般質問 ※各定例会ごとに実施	一括質問一括答弁 ただし再質問より一問一答選択可	会派持ち時間制	制限なし	質問者：登壇(再質問以降は演壇前にある発言者席で行う) 答弁者：自席	○

	形態	発言形式	発言時間	回数制限	発言場所等	対面式演壇
岡山市	個人質問 ※各定例会で議案に対する質疑及び市政全般に対する質問	一括質問一括答弁又は一問一答方式の選択	30分以内（ただし、代表質問を行った会派に所属する議員の発言時間は、その定例会においては1人3回、合計20分以内。 一問一答方式の発言時間は、回数に制限なく、合計20分以内とする。	3回まで （一問一答の場合は制限なし）	質問者：登壇（再質問以降は対面式演壇で行う。） 答弁者：市長のみ登壇、理事者等は自席で答弁 ※理事者から反問があれば、対面式演壇にて答弁を行う。	○
広島市	①一般質問 ※実質は会派代表的な形で実施 ②質疑（議案に対する質疑） ※①、②は各定例会（2月定例会においては、総括質問と称し、新年度関係議案に対する質疑と一般質問をあわせて実施している。）で実施。実質は会派代表的な形で実施。発言者数は会派所属人数により決定。	一括質問一括答弁	①1人あたり、原則として最初の質問は30分、再質問は10分を限度（答弁時間含まず） ②制限なし	①3回まで ②制限なし	質問者：登壇（再質は自席） 答弁者：登壇（市長答弁のみ） ※局長答弁、市長再答弁は自席	×
北九州市	①一般質疑 ※予算議会で実施 ②一般質問 ※予算議会以外で実施	一括質問一括答弁 一問一答の選択制	①、② 答弁を含め1人60分以内	一括質問一括答弁…3回まで 一問一答…制限なし	質問者：登壇（再質は自席） 答弁者：自席	×
福岡市	一般質問 ※6・9・12月定例会で実施	一括質問一括答弁	会派持ち時間	3回まで	質問者：登壇（再質は自席） 答弁者：自席	×
熊本市	代表質問と一般質問を区別することなく実施している。「各指定都市における代表質問・代表質疑実施状況」参照					○
川崎市	一般質問 ※6、12月議会で実施	一括質問一括答弁、 一問一答方式の選択	概ね1人30分程度	制限なし	質問者：自席 答弁者：自席	×